

湖南省地域防災計画

原子力災害対策編

(令和4年度修正)

湖南省防災会議

[目次]

原子力災害対策編

第1章 総則	529
第1節 計画の目的	529
第2節 計画の性格	529
第3節 計画の周知徹底	530
第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針	530
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	531
第6節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	535
第7節 防災関係機関の事務または業務の大綱	535
第2章 災害事前対策	540
第1節 基本方針	540
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	540
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	540
第4節 緊急事態応急体制の整備	543
第5節 避難収容活動体制の整備	545
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	547
第7節 緊急輸送活動体制の整備	547
第8節 救急・救助、医療および防護資機材等の整備	548
第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	549
第10節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	550
第11節 行政機関の業務継続計画の策定	551
第12節 防災業務関係者の人材育成	551
第13節 防災訓練等の実施	552
第14節 放射性物質等の運搬中の事故に対する対応	553
第3章 緊急事態応急対策	554
第1節 基本方針	554
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	554
第3節 活動体制の確立	559
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	567
第5節 治安の確保および火災の予防	585
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	585
第7節 緊急輸送活動	585
第8節 救急・救助および医療活動	586

第9節 住民等への的確な情報伝達活動	587
第10節 自発的支援の受入れ等	588
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	589
第4章 原子力災害中長期対策	590
第1節 基本方針	590
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	590
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	590
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	590
第5節 各種制限措置の解除	591
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	591
第7節 被災者等の生活再建等の支援	591
第8節 風評被害等の影響の軽減	592
第9節 被災中小企業等に対する支援	592
第10節 心身の健康相談体制の整備	592
第11節 災害復旧への備え	592

第1章 総則

第1節 計画の目的

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって、住民等の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。
- 2 1に掲げる原子力事業所以外の原子力事業所における放射性物質または放射線の異常な水準での事業所外への放出および核燃料物質等の輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。

第2節 計画の性格

第1 湖南省の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、湖南省の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編および県の地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市および関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 湖南省における他の災害対策との関係

この計画は、「湖南省地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「湖南省地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編）」に拠るものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画および滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）または市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

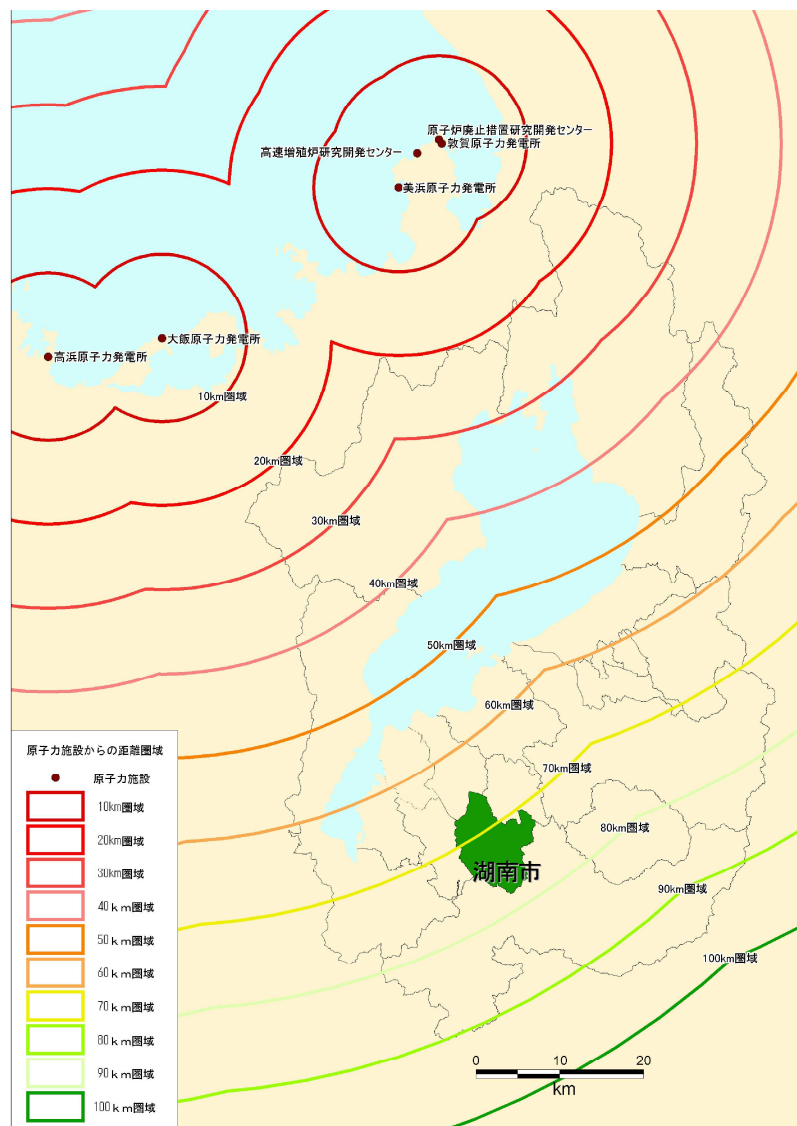
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故災害相当の過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

第1 湖南省および滋賀県の地域特性等

1 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。また、滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13km、湖南省に最も近い大飯原子力発電所からの距離は、約65kmの位置関係にある。



本市と原子力施設の位置関係

2 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響等によって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いており、各月の風速は平均値（1981年～2010年）で4.1m/s程度である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。

（気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2019年12月、今津および長浜1978年11月～2019年12月）

第2 前提となる事態の想定等

事故の想定およびその後の拡散状況に関する想定は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、県で実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件による。

1 放射性物質

国の旧原子力安全委員会（現在、原子力規制委員会）が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

2 放出量

(1) キセノン

原子力安全・保安院が平成23年6月6日に発表した「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る1号機、2号機および3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で 3.4×10^{18} Bq（ベクレル）、2号機で 3.5×10^{18} Bq、3号機で 4.4×10^{18} Bqと試算されている。そこで、放出量は最も放出量の高い3号機の 4.4×10^{18} Bqを用い、この量が1時間で放出されたものとする。

(2) ヨウ素

（国研）日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で 1.0×10^{16} Bq/h（ベクレル/時）の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日のヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 2×10^{15} Bq/h程度の放出、13時から17時まで

$4 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が6時間で放出されたものとする。

3 放出想定発電所

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所、関西電力株式会社 美浜発電所、関西電力株式会社 大飯発電所、関西電力株式会社 高浜発電所とする。

4 排出の高さ

関西電力株式会社 美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

5 拡散予測を行う日の選定

平成22年(2010年)のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電株式会社 敦賀発電所、関西電力株式会社 美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力株式会社 大飯発電所、関西電力株式会社 高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い($\sim 1 \text{ m/s}$)日を選定する。

6 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

7 被ばく量の計算方法

6にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

なお、放射性物質の拡散予測については、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用した。

第3 予測される影響等

1 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)が定められており、PAZの範囲の目安については、「原子力施設から概ね半径5km」、UPZの範囲の目安については、「原子力施設から概ね30km」とされている。

2 県によるシミュレーション結果

県で実施した放射性物質拡散予測シミュレーションを行った結果は、次に示すとおりである。

(1) 希ガスによる、外部被ばくによる実効線量

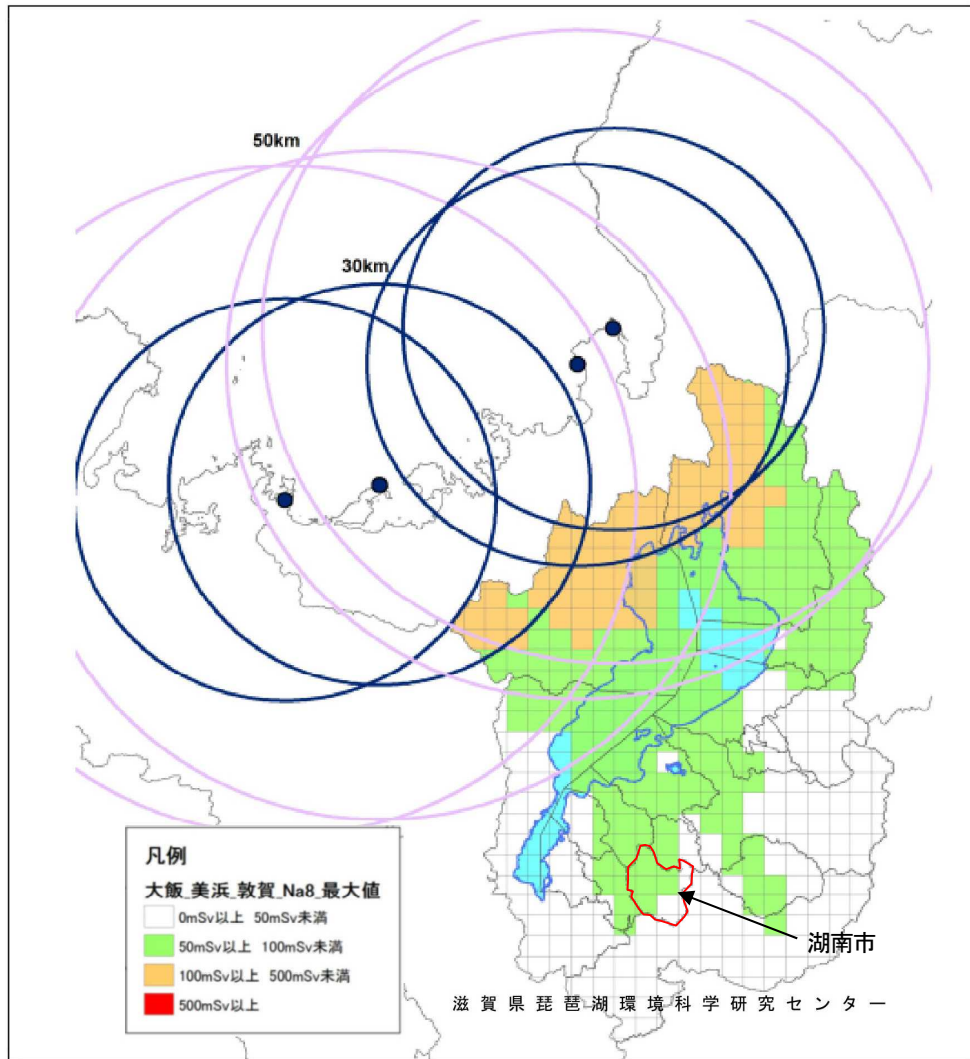
希ガスによる外部被ばく実効線量は、 10 mSv を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずるべき水準にはないものと予測されている。

(2) 放射性ヨウ素による甲状腺被ばく等価線量

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所、関西電力株式会社 美浜発電所、関西電力株式会社 大飯発電所、関西電力株式会社 高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所に

おける事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



予測の前提条件

- ① 放出量：ヨウ素 2.4×10^{16} Bq
- ② 放出時間：6 時間
- ③ 排出高さ：第3 層（約44m～73m）
- ④ 放出想定発電所：日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、
関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所
- ⑤ シミュレーション日の選定：2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を選定
- ⑥ 積算線量の計算方法：第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
- ⑦ 滞在時間：屋外8 時間、屋内16 時間
- ⑧ 図示方法：美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

滋賀県原子力防災専門家会議（H25. 5. 1）資料

第6節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

- 1 原子力施設から放射性物質が放出され、またはその恐れがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてU P Z外においても屋内退避を実施する。
- 2 放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置が実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画を予め策定する必要がある。

このため、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションを踏まえ、必要とされる防護措置を実施するものとする。

第7節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

湖南省	<ol style="list-style-type: none"> (1)原子力防災に関する知識の普及・啓発 (2)原子力防災に関する教育・訓練 (3)通信・連絡網の整備 (4)原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (5)環境条件の把握 (6)災害状況の把握および伝達 (7)災害対策本部等に関する事務 (8)緊急時における県等との連絡調整 (9)県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (10)広報 (11)退避および避難に関する計画に関すること (12)住民の退避・避難、立入制限、救助等 (13)緊急時医療措置に関すること (14)飲食物等の摂取制限等 (15)緊急輸送および必要物資の調達 (16)飲食物および生活必需品の供給 (17)職員の被ばく管理 (18)災害救助法の要請 (19)義援金、義援物資の受入れおよび配分 (20)広域応援の要請および受入れ (21)汚染の除去等 (22)各種制限措置の解除 (23)損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (24)風評被害等の影響の軽減 (25)住民相談体制の整備 (26)被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (27)心身の健康相談体制の整備 (28)県の行う原子力防災対策に対する協力 (29)関係周辺市（滋賀県U P Z内に位置する長浜市および高島市をいう。以下同じ。）の応援
-----	---

	<p>(30) 関係周辺市からの避難誘導等の援助</p> <p>(31) 広域避難所の開設</p>
<p>2 県</p>	
<p>滋賀県</p>	<p>(1) 滋賀県防災会議に関する事務</p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収</p> <p>(4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携</p> <p>(5) 原子力防災に関する組織の整備</p> <p>(6) 原子力防災に関する知識の普及および情報共有</p> <p>(7) 原子力防災に関する教育・訓練</p> <p>(8) 通信・連絡網の整備</p> <p>(9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備</p> <p>(10) 環境条件の把握</p> <p>(11) 災害状況の把握および伝達</p> <p>(12) 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務</p> <p>(13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表</p> <p>(14) 広報</p> <p>(15) 住民の退避・避難、立入制限等</p> <p>(16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請</p> <p>(17) 緊急時医療措置に関する事務</p> <p>(18) 飲食物等の摂取制限等</p> <p>(19) 緊急輸送および必要物資の調達</p> <p>(20) 飲食物および生活必需品の供給</p> <p>(21) 職員の被ばく管理</p> <p>(22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ</p> <p>(23) 災害救助法の適用</p> <p>(24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分</p> <p>(25) 広域応援の要請および受入れ</p> <p>(26) ボランティアの受入れ</p> <p>(27) 汚染の除去等</p> <p>(28) 各種制限措置の解除</p> <p>(29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</p> <p>(30) 風評被害等の影響の軽減</p> <p>(31) 住民相談体制の整備</p> <p>(32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援</p> <p>(33) 心身の健康相談体制の整備</p> <p>(34) 物価の監視</p> <p>(35) 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力</p> <p>(36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等</p>
<p>3 警察</p>	
<p>滋賀県警察本部 (甲賀警察署)</p>	<p>(1) 周辺住民等への情報伝達</p> <p>(2) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け</p> <p>(3) 交通の規制および緊急輸送の支援</p> <p>(4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</p> <p>(5) その他災害警備に必要な措置</p>

4 消防

甲賀広域行政組合消防本部	(1)緊急時における県・市町等との連絡調整 (2)住民の避難誘導、救助・救急等 (3)救急搬送に関すること (4)緊急消防援助隊の受入れに関すること (5)滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務
--------------	---

5 自衛隊

陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	(1)災害派遣要請に対する調整 (2)原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 (3)県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
------------------------	---

6 指定地方行政機関

近畿管区警察局	(1)管区内府県警察の指導、調整 (2)他管区警察局との連携 (3)関係機関との協力 (4)情報の収集および連絡 (5)警察通信の運用
近畿財務局 (大津財務事務所)	(1)地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害に関する財政金融状況の調査 (4)国有財産の無償貸付
近畿厚生局	(1)救援等の係る情報の収集および提供
近畿農政局 (滋賀支局)	(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	(1)災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
近畿経済産業局	(1)防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2)風評被害等の影響の軽減
近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1)原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請 (2)原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (3)原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (4)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6)原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	(1)気象状況の監視 (2)気象に関する資料・情報の提供
近畿総合通信局	(1)原子力災害時における重要通信の確保 (2)電波および有線電気通信の監理 (3)非常通信協議会の育成指導
滋賀労働局	(1)原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	(1)一般国道(指定区間)の管理 (2)直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3)応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4)直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

近畿地方環境事務所	(1)環境監視体制の支援に関すること (2)災害廃棄物の処理対策に関すること (3)家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 (4)危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
-----------	---

7 指定公共機関

西日本旅客鉄道株式会社 (京都支社)	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	(1)原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 (滋賀県支部)	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
日本放送協会 (大津放送局)	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報および各種指示等の伝達
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1)災害対策用物資の輸送
関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター 新型転換炉原型炉ふげん	(1)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報および報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力

8 指定地方公共機関

一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
一般社団法人滋賀県医師会	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
公益社団法人 滋賀県看護協会 一般社団法人 滋賀県薬剤師会	(1)災害時における医療救護の実施 (2)災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (3)災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	(1)災害ボランティア活動の支援 (2)避難行動要支援者の避難支援への協力

株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報および各種指示等の伝達
一般社団法人滋賀県エネルギー ガス協会	(1)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2)原子力災害時におけるLPガス供給と保安の確保

第2章 災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

■関係機関

危機管理・防災課

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 市は、避難場所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

■関係機関

危機管理局 総合政策部

市は、県、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

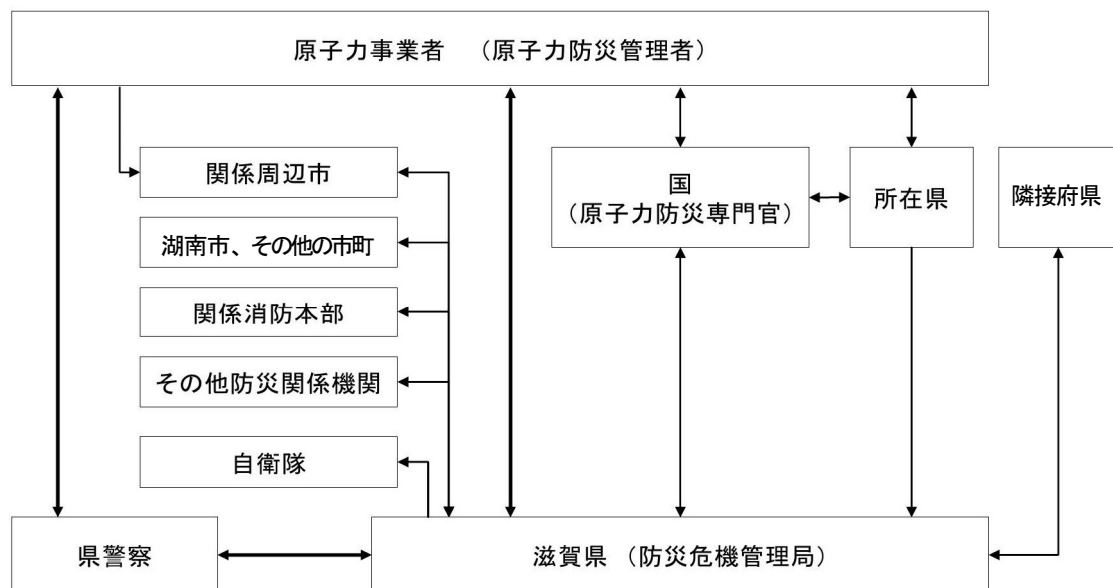
第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、県、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- (1) 県からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防災対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- (3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- (4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

情報収集・連絡系統図



2 情報の収集・連絡要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

3 連絡調整機関の設置

市は、県が設置する県および関係周辺市ならびにその他の市町による連絡調整機関に参加し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

4 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、必要に応じヘリコプター、車両等

多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

5 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保および専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、県が行う情報のデータベース化の推進等に協力する。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、県と連携して応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。

第3 通信手段の確保

市は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信設備の整備を行うとともに、その操作方法について習熟しておく。

1 通信手段の現況

本市における通信手段の現況は、次表のとおりである。

表 本市における通信手段の現況

種別	内容	備考
市防災行政無線	①防災行政無線（同報系）	
消防無線	①消防無線 ②消防団デジタル簡易無線携帯機	
市防災行政無線	①防災行政無線（同報系） ②消防無線	
メール配信	①湖南市メール配信サービス ②緊急速報メール (NTT ドコモ) (au) (ソフトバンク) (楽天モバイル)	

SNS	①湖南省公式SNS (LINE) (Twitter) (Facebook)	
有線電話等	①一般電話回線、FAX ②災害時優先電話	
県防災行政無線等	①滋賀県防災行政通信システム ②近畿地方非常通信協議会	
消防庁	①全国瞬時警報システム (J-ALERT)	
内閣府	①緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	

《参考資料 4-1 市防災行政無線設置状況》

《参考資料 4-2 滋賀県防災行政通信システム回線系統図》

2 通信手段の整備方針

通信手段の整備方針は、次の通りとする。

- (1) 湖南省メール配信サービス、湖南省公式SNSアカウントへの登録を促進する。
- (2) 災害時優先電話については、平素から設置状況や利用方法の周知を図るとともに、医療施設等の関係機関等との重要回線を災害時優先電話とするよう働きかけを行う。

第4節 災害応急体制の整備

■関係機関

危機管理・防災課 消防本部

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、施設敷地緊急事態発生時または警戒事態発生時の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうた

めの体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第4 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

《参考資料 12-5 湖南省各種協定一覧》

第5 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

《参考資料 12-5 湖南省各種協定一覧》

第6 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

第7 複合災害に備えた体制の整備

市は、県と連携し、大規模地震後の水害等の複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる

事象)も念頭に置きながら、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

第8 人材および防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、風水害等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、県、指定公共機関と相互の連携を図るものとする。

第5節 避難収容活動体制の整備

■関係機関

危機管理局	健康福祉部	教育委員会	避難所施設所管課
-------	-------	-------	----------

第1 避難計画の作成

市は、県の協力のもと、屋内退避および避難誘導のための計画の作成を検討するものとする。

第2 避難所等の整備

1 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定め、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

3 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

4 物資の備蓄に係る整備

市は、食料、常備薬、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- 1 市は、県の協力のもと、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。
 - (1) 要配慮者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
 - (2) 要配慮者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- 2 市は、県の協力のもと、要配慮者および一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の整備に努めるものとする。
- 3 病院等医療機関の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- 4 社会福祉施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第5 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制の整備に努めるものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第6 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを検討するものとする。

第7 避難方法等の周知

市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、県の協力のもと、周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保措置を講ずべき事にも留意するものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

■関係機関

都市建設部、環境経済部、上下水道事業所

市は、県の支援の下、県が飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、水道水の摂取制限を行った場合は、迅速かつ円滑な飲料水の供給を行う必要があることから、飲料水の供給計画、備蓄計画、応急給水受援計画等の供給体制をあらかじめ定めるよう努める。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

■関係機関

危機管理局 土木建設課

第1 専門家の移送体制の整備

市は、量子科学技術開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第8節 救急・救助、医療および防護資機材等の整備

■関係機関

危機管理局 総務課 健康政策課 地域医療推進課 消防本部

1 救急・救助活動用資機材の整備

市は、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備について、消防本部との連携を図るものとする。

2 救急・救助機能の強化

消防本部は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 市は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より県と相互に密接な情報交換を行うものとする。

5 物資の調達、供給活動

(1) 市は、県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、県と連携し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
- (3) 食料の調達、供給にあたっては、避難所等において食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

■関係機関

危機管理・防災課 総合政策部

- 1 市は、県と連携し、特定事象または警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。
- また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

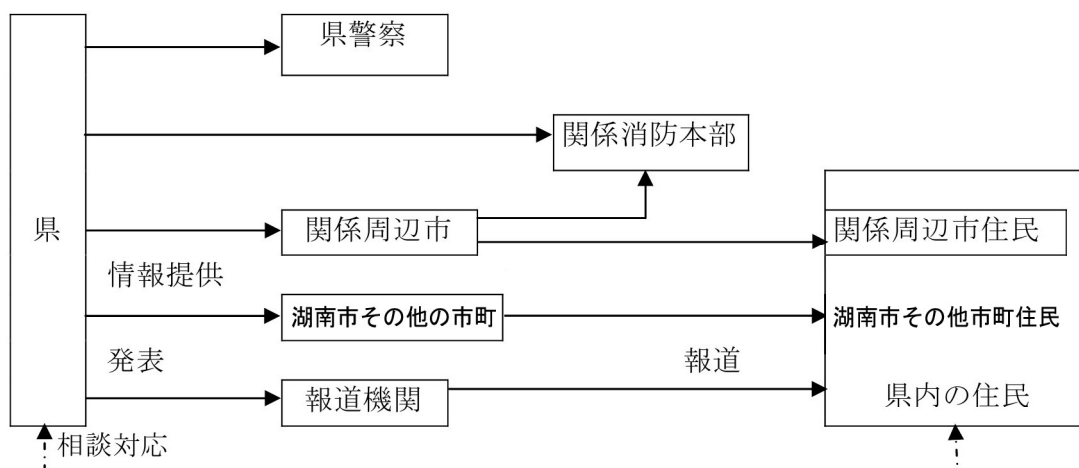
【伝達情報の項目】

- ・原子力災害および現地における応急対策の状況
 - ・県下における影響の有無やその程度
 - ・県や国等が講じている応急対策に関する情報
 - ・交通規制や公共交通機関の運行の状況等
 - ・環境放射線モニタリングシステムデータ
 - ・環境試料モニタリングデータ
 - ・原子力事業者の測定データ
 - ・福井県原子力環境監視センターデータ
 - ・京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
 - ・原子力規制委員会放射線モニタリング情報
 - ・(国研) 量子科学技術開発機構のサイト
 - ・(公財) 原子力安全研究協会のサイト 等
- 2 市は、地震や風水害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、広報車両等の設備、装備の整備を図るものとする。
- 3 市は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- 4 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備に努めるものとする。

る。

- 5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

伝達経路図



第10節 住民等に対する原子力防災等に関する知識の普及と啓発

■関係機関

危機管理局

- 1 市は、県と協力して、住民等に対し原子力防災等に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
- (1) 放射性物質および放射線の特性に関すること
 - (2) 原子力事業所の概要に関すること
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること
 - (4) 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
 - (5) 緊急時に、市、国および県等が講じる対策の内容に関すること
 - (6) 屋内退避や避難に関すること
 - (7) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
 - (8) 要配慮者への支援に関すること
 - (9) 緊急時にとるべき行動および留意事項等に関すること
 - (10) 放射性物質による汚染の除去に関すること
 - (11) 安定ヨウ素剤の服用に関すること

- 2 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとする。
教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 市は、県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第 1 1 節 行政機関の業務継続計画の策定

■関係機関

危機管理局

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 1 2 節 防災業務関係者の人材育成

■関係機関

危機管理局

市は、県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が職員や消防団員等防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、県および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

- 1 原子力防災体制および組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること
- 6 緊急時に市、県および国等が講じる対策の内容
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること
- 8 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 9 その他緊急時対応に関すること

第13節 防災訓練等の実施

■関係機関

危機管理局

第1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練(以下「防災訓練」という。)を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 訓練計画の策定、協力

- 1 市は、県およびその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独または共同して実施するための計画を策定するものとする。
- 2 市は、県が次に掲げる防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の計画を策定した場合、それに協力する。
 - (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
 - (2) 対策拠点施設への参集訓練
 - (3) 緊急時通信連絡訓練
 - (4) 緊急時モニタリング訓練
 - (5) 緊急時予測システム情報の活用訓練
 - (6) 原子力災害医療訓練
 - (7) 住民等に対する情報伝達訓練
 - (8) 周辺住民避難訓練（屋内避難含む）
 - (9) 人命救助活動訓練

第3 防災訓練の実施

- 1 市は、県およびその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独または共同して実施するものとする。
- 2 市は、県が防災訓練計画に基づき、定期的実施する防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の実施に協力するものとする。

第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

市は、防災訓練を実施するに当たり、県、国、原子力事業者その他防災関係機関の助言を受けて作成した想定を踏まえるとともに、様々な条件を設定して防災訓練を実施する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。また、市は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第14節 放射性物質等の運搬中の事故に対する対応

■関係機関

危機管理局 消防本部

放射性物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、次の通り対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県防災危機管理局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、救急、救助等必要な措置を実施するものとする。
- 2 市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態発生または施設敷地緊急事態発生時の連絡を受けた場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

■関係機関

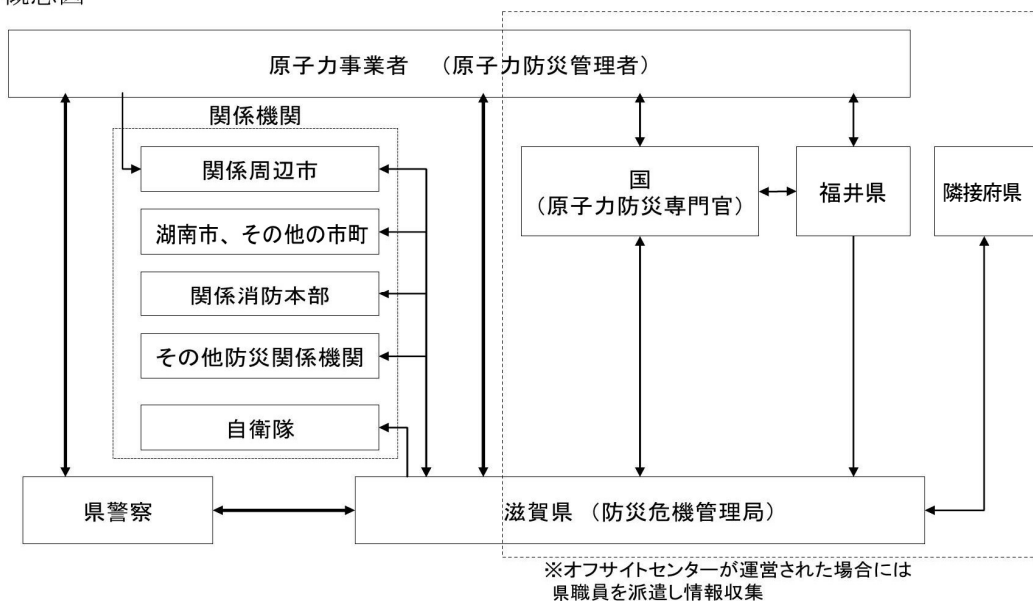
総括班 情報収集班

第1 計画の方針

市は、原子力災害発生時(緊急時)において、県が、国、福井県および原子力事業者等から収集した情報、または県が自ら収集した情報について連絡を受け、施設敷地緊急事態または全面緊急事態に関する状況の把握に努める。

図 情報収集・連絡体制 (オフサイトセンター運営時)

概念図



第2 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

市は、県から以下の情報を収集し、施設敷地緊急事態または全面緊急事態に関する状況の把握に努める。

1 情報収集事態発生が発生した場合

- (1) 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- (2) 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡する。

2 警戒事態が発生した場合

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ、関係地方公共団体、その他関係機関等へ連絡する。
- (2) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知した場合、または原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

（注）施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）のうち、避難の実施に通常以上の時間のかかるもの。
- 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要がある者
- 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

- (3) 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として県、原子力規制委員会および所在市町村に限るものとされており、県は原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部および公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

(3) 県は、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

- ・ PAZを含む市町村と同様の情報をUPZを含む市に連絡
- ・ UPZを含む市に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

(4) 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

(1) 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。

(2) 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者へ施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

第3 応急対策活動情報の連絡等

1 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随

時報告する。

また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、県、関係周辺市および原子力防災専門官に対して行う。

2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況および事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、県、原子力規制委員会および所在市町村に限るものとされており、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔・明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 国（原子力規制委員会）との連絡

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(3) 関係周辺市等との連絡

県は、関係周辺市等との間において、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(4) 県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

3 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として県、原子力規制委員会および所在市町村に限るものとされており、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔・明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

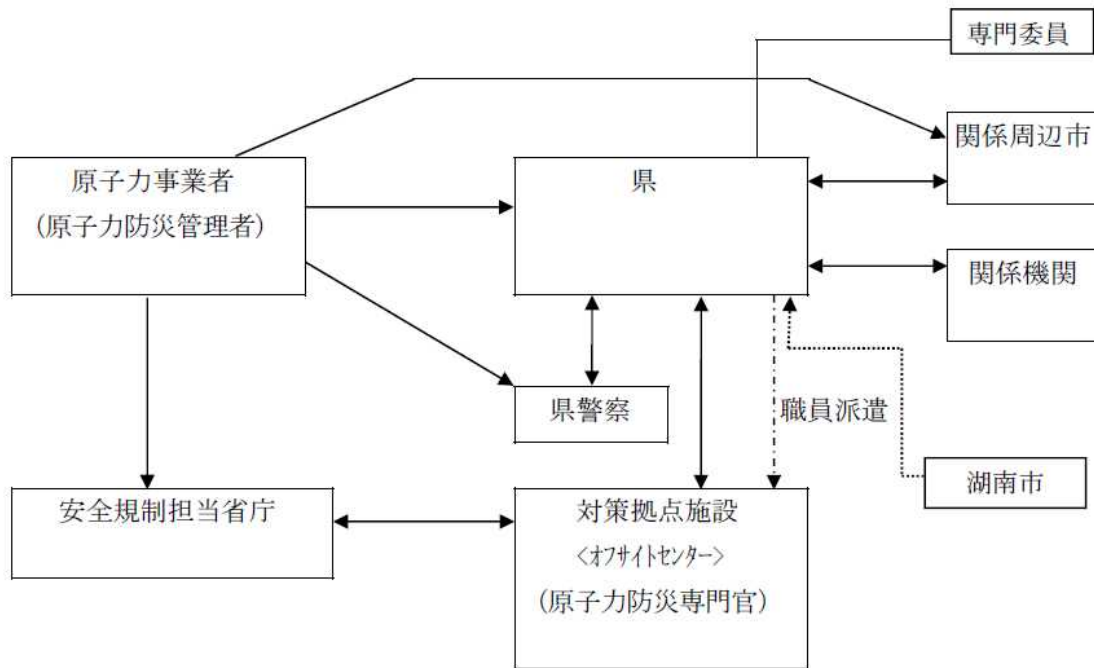
県は、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

(3) 県は、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

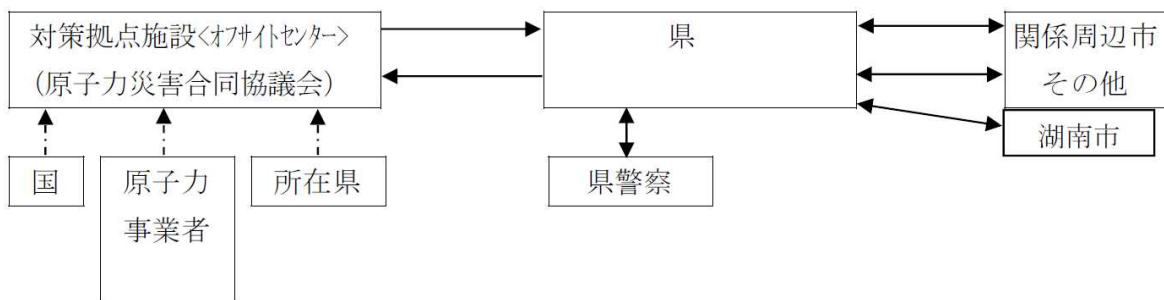
- (4) 県は、関係周辺市等との間において、上記により把握した状況等を、必要に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする
- (5) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、対策拠点施設（オフサイトセンター）において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、関係地方公共団体をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

■ 各連絡系統図

(1) 施設敷地緊急事態発生時



(2) 全面緊急事態宣言発出



第4 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係周辺市等に連絡することとなっている。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第5 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

■関係機関

各班共通 消防団

第1 活動体制

職員の動員配備の基準は、下表の通りとする。

	配備レベル	配備体制	動員体制
情報収集事態 【フェーズ1】	1 福井県の原子力事業所所在市町において、震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。 2 県から「情報収集事態」が発生したことの連絡があったとき。 3 県から原子力災害警戒配備体制を決定した旨の連絡があったとき。 4 その他、市長が必要と認めたとき。	警戒体制	1 あらかじめ指定された危機管理局職員
警戒事態 【フェーズ2】	1 県から「警戒事態 ^{※1} 」が発生したことの連絡があったとき。 2 県から原子力災害警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部体制	1 危機管理局の職員全員 2 危機管理局職員以外のうち、災害警戒本部で決定した職員
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】	1 県から「施設敷地緊急事態」が発生したことの連絡があったとき。 2 県が原子力災害対策本部を設置した旨	災害対策本部体制	全職員

配備レベル		配備体制	動員体制
(原災法 10 条) 特定事象	の連絡があったとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。		
全面緊急事態 【フェーズ 4】 (原災法 15 条) 緊急事態宣言	1 県から「全面緊急事態」が発生したことの連絡があったとき。 2 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」(原災法 15 条)を発出したとき。		

※1：「原子力災害対策指針」別添図表集「表 2」に掲げる緊急事態

- ①原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ②原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合
- ③東海地震注意報が発表された場合
- ④原子力規制庁の審議官または原子力防災課事故対策室長が必要と認める原子力施設の重要な故障等
- ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

第 2 警戒体制

1 警戒体制の決定および解除基準

市長は、次の場合に警戒体制を決定し、または解除するものとする。

(1) 警戒体制の決定基準

- ア 福井県の原子力事業所所在市町において、震度 5 弱または震度 5 強の地震が発生したとき。
- イ 県から原子力災害警戒配備体制を決定した旨の連絡があったとき。
- ウ その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 警戒体制の解除基準

- ア 事故に至るものではないことが確認できたとき
- イ 原子力事業所の事故が終結したとき
- ウ 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき

2 業務内容

危機管理・防災課担当職員は、県と連携を図り情報の収集を行うものとする。

3 警戒体制を決定した場合の県への連絡

警戒体制を決定した場合、危機管理・防災課長は、県にその旨を連絡するものとする。

第 3 災害警戒本部の設置

福井県の原子力施設において、「警戒事態」が発生した場合等において、情報収集・把握、連絡活動および応急措置を速やかに実施する必要があると認めるときは、市長は、湖南市災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置および廃止基準

(1) 設置基準

- ア 県から「警戒事態」が発生したことの連絡があったとき。
- イ 県から原子力災害警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。
- ウ その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

ア 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなったと本部長が認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

2 設置および廃止の通知

災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および公表するとともに災害警戒本部の標識を市庁舎に掲示する。

通知および公表先	通知および公表の方法
各部班	庁内放送、市防災行政無線、庁内メール
地区連絡所	電話、連絡員
防災会議委員	電話、連絡員
住民	市防災行政無線、広報車、湖南省メール配信サービス等
県（災害警戒本部）	県防災情報システム、連絡員
甲賀警察署	電話、連絡員
湖南中央消防署	電話、口頭、連絡員
報道機関	電話、文書、口頭、県防災情報システム

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、湖南省東庁舎内に設置する。ただし、東庁舎が使用不能となった場合は、市長が指定する場所を代替場所とする。

4 災害警戒本部の組織および所掌事務

(1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は、災害対策本部の組織を準用する。

(2) 本部長

災害警戒本部の本部長は、次表に掲げるとおりである。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部長	危機管理局長、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市建設部長、環境経済部長、上下水道事業所長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、湖南中央消防署長、消防団長

(3) 災害警戒本部の所掌事務

ア 市災害警戒本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報および被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請および応援の要求に関すること。

エ その他災害対策に関する重要事項

5 災害警戒本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 危機管理局長

第3順位 総合政策部長

第4順位 総務部長

6 連絡員の派遣

各班長は、必要に応じて連絡員を災害警戒本部室へ派遣するものとする。

7 災害警戒本部設置時の初動対応

初動期においては、参考資料に掲げる初動組織において、情報収集や現場対応に当たるものとする。被害が確認された場合、もしくは、被害の発生が確実になった場合は、速やかに全庁対応に移行するものとする。

《参考資料1-2 災害警戒本部設置時の初動対応表》

第4 災害対策本部の設置

福井県の原子力施設において、「特定事象」(原災法10条)が発生した場合、または内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」(原災法15条)を発出した場合等において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は湖南市災害対策本部条例(平成16年条例第22号)に基づき、湖南市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置および廃止基準

(1) 設置基準

ア 県から「特定事象」(原災法10条)が発生したことの連絡があったとき。

イ 県が原子力災害対策本部を設置した旨の連絡があったとき。

ウ 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」(原災法15条)を発出したとき。

エ その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

ア 「原子力緊急事態解除宣言」がなされたとき

イ 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなったと本部長が認めたとき。

《参考資料12-2 湖南市災害対策本部条例》

2 設置および廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および公表するとともに災害対策本部の標識を市庁舎に掲示する。

通知および公表先	通知および公表の方法
各部班	庁内放送、市防災行政無線、庁内メール
地区連絡所	電話、連絡員
防災会議委員	電話、連絡員
住民	市防災行政無線、広報車、湖南市メール配信サービス等
県災害対策本部	県防災情報システム、連絡員
甲賀警察署	電話、連絡員

湖南中央消防署 報道機関	電話、口頭、連絡員 電話、文書、口頭、県防災情報システム
-----------------	---------------------------------

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所東庁舎内に設置する。ただし、市役所東庁舎が使用不能となった場合は、市共同福祉施設その他の公共施設で市長が指定する場所を代替場所とする。

4 災害対策本部の組織および事務分掌

災害対策本部の組織および事務分掌は、別表に掲げるとおりである。

《参考資料1-1 湖南省災害対策本部組織図》

《参考資料1-3 湖南省災害対策本部分掌事務》

5 本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議の構成は次のとおりであり、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部長	危機管理局長、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市建設部長、環境経済部長、上下水道事業所長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、湖南中央消防署長、消防団長

(2) 本部会議の開催

本部長は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

(3) 本部会議の協議事項

- ア 市災害対策本部の配備体制に関すること。
- イ 災害情報および被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請および応援の要求に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要事項

(4) 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

6 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 危機管理局長
- 第3順位 総合政策部長

第4順位 総務部長

7 連絡員の派遣

各班長は、必要に応じて連絡員を災害対策本部室へ派遣するものとする。

第5 地区連絡所

災害警戒本部または災害対策本部を設置した場合において、各地域において、情報収集・広報・住民相談などの活動を行う必要があると認められる場合、地区連絡所を開設する。

1 実施の責任者

実施の責任者は、総括責任者を危機管理・防災課長とし、各地区連絡所の責任者は、市長があらかじめ任命した者とする。

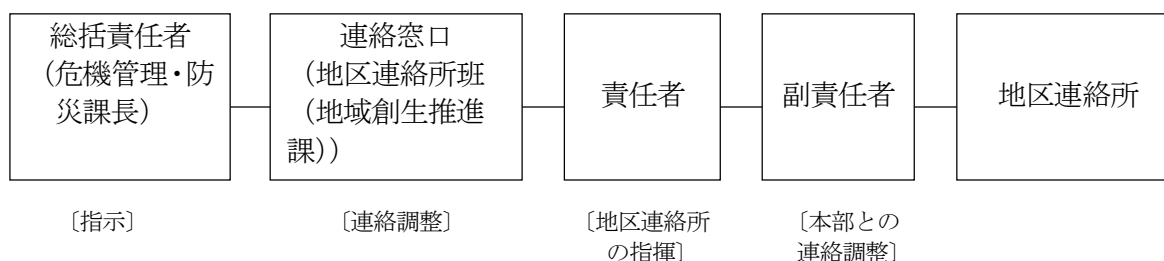
2 開設場所

地区連絡所は下記の場所に置く。ただし、破損等の被害を受け、連絡所として使用不可能と判断される場合は、第2順位の場所に設置する。

地区連絡所名	管轄区域	配備人員数	第1順位	電話番号	第2順位	電話番号
三雲地区連絡所	三雲東小学校区	5人	三雲まちづくりセンター	72-4532	三雲東小学校	72-4616
柑子袋地区連絡所	三雲小学校区	5人	柑子袋まちづくりセンター	71-2560	三雲小学校	72-0025
石部地区連絡所	石部小学校区	5人	石部防災センター	77-8824	石部小学校	77-2030
石部南地区連絡所	石部南小学校区	5人	石部南まちづくりセンター	77-2535	石部南小学校	77-2250
菩提寺地区連絡所	菩提寺小学校区 菩提寺北小学校区	5人	菩提寺まちづくりセンター	74-3471	菩提寺小学校	74-1755
岩根地区連絡所	岩根小学校区	5人	岩根まちづくりセンター	72-7871	岩根小学校	72-1500
下田地区連絡所	下田小学校区	5人	下田まちづくりセンター	75-0011	下田小学校	75-0004
水戸地区連絡所	水戸小学校区	5人	市民学習交流センター	75-8190	水戸小学校	75-2640

3 組織体制

地区連絡所での任務は、市長があらかじめ任命した地区連絡所要員（各連絡所周辺に居住する職員を基本とする。なお、要員については、定期的にその状況を確認するものとする。）をもって行う。地区連絡所の責任者は平素からそれぞれの施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設内の設備について熟知しておく。



なお、災害対策本部設置後は状況により地区連絡所班をはじめとして増員を図り、必要に

応じて、現地災害対策本部を設置するものとする。

4 地区災害応急活動の実施

各地区連絡所を拠点に、管内を対象とした次の災害応急活動の実施に当たる。

- (1) 地区連絡所の開設および標示板の掲示
- (2) 被害情報の収集
- (3) 避難所の開設と住民の避難誘導
- (4) 救護所の開設と救護活動
- (5) 住民に対する広報活動
- (6) その他災害対策本部等の指示した事項

第6 応援要請および職員の派遣要請等

1 応援要請

市長は、緊急事態応急対策の実施にあたり、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市長は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

2 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、または知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断および治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

- 3 市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

第7 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第8 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（または現地災害対策本部）および現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着および安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計および安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvとする。

イ 救命・救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

(2) 市は、県等と緊密な連携のもと、職員の被ばく管理を適切に行うものとする。

また、必要に応じ専門医療機関等の協力を要請する。

さらに、高度な判断が必要な場合等には、県を通じ、国（原子力緊急事態発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、高度な専門知識を有する原子力災害現地医療に係る医療チーム等の派遣要請を行う。

(3) 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のため、県等と相互に緊密な情報交換を行うとともに、必要な資機材を確保する。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

■関係機関

総括班 情報収集班 総務班 避難所支援班 医療救護班 現場対応班（建設、産業） 教育施設班 学校教育班 消防団 地区連絡所

第1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「O I Lと防護措置基準」が定められており、その基本的な考え方は、次の通りである。

【原子力災害対策指針における防護措置の基本的な考え方】

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、当該施設の状態に基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて防護措置を開始する。防護措置実施段階に至った場合は、P A Z内で予防的防護措置を講じることとし、それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、U P Z（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線率の測定を行い、防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

県では、この方針に従って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図るとしており、本市についてもこれに従うものとする。

第2 防護措置基準

1 防護措置基準（O I L）と防護措置の概要

原子力規制委員会の防護措置基準は別表1のとおりである。

この防護措置基準等は、I A E Aにおいてその改訂が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

県では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとしている。

本市については、情報収集の実施を図り、県と調整の上必要な対応を検討するものとする。

2 緊急事態区分と緊急時活動レベル

緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、「原子力災害対策指針」では、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築するよう求めている。

緊急事態区分と緊急時活動レベル（E A L）は、別表2のとおりである。

別表1 防護措置基準

O I L と防護措置について（原子力災害対策指針を基に滋賀県で一部修正）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退避時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、わが国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める

別表2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

- 1 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉
 規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合
 体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分 における措置 の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、または原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電源の供給が停止すること、または外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<p>P A Z内の住民等の避難準備、および早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、または停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、または原子炉もしくは使用済み燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Zおよび必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

2 ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電源の供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第9号)第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、および早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、または停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Zおよび必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

3 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものおよび使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、および早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZおよび必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

- 4 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設および照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断する EAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の液位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	PAZ内の住民等の避難準備および早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。

<p>⑥ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
---	--

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZおよび必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

5 原子炉の運転のための施設（1. から4. に掲げるものを除く。）

<p style="text-align: center;">警戒事態を判断する EAL</p> <p>（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する EAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断する EAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のため施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ および必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法 15 条事象）を発出した場合

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法 15 条事象）を発出した場合は、関係周辺市が行う防護措置の準備への要請ならびに、必要に応じて、住民等に対し予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、国および県と連携し、緊急時モニタリング結果および原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避または避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

2 市が避難対象区域に含まれた場合

市が避難対象区域に含まれた場合、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供するものとする。

3 避難のための立ち退きの指示等を行った場合

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供するものとする。

4 市域を越えて避難等を行う必要が生じた場合

市域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

5 家庭動物との同行避難

市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとする。

6 市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。

第4 避難場所

市が避難対象区域に含まれた場合は、次の通り避難場所の確保等必要な対策を講じる。

1 避難場所等の設置

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難およびスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

2 避難者に係る情報の早期把握

市は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市に提供するものとする。

3 避難場所における生活環境の向上と長期化への対応

市は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

4 避難者の健康維持と衛生環境の保持

市は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、市は、県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

5 避難所の運営における女性の参画の推進と男女のニーズの違いへの配慮等

各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配

布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

6 協力民間施設の活用

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

7 避難者の健全な住生活の早期確保

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

8 応急仮設住宅の提供

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、速やかに国および県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国および県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第5 広域一時滞在

1 本市の住民の広域一時滞在の実施

(1) 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難および避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町への受入れについては県とともに当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めものとする。

(2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

2 他市町村からの避難者受入れ

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第6 安定ヨウ素剤の予防服用

市が避難対象区域となった場合、市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 避難対象区域を含む場合は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医療従事者等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医療従事者等を立ち合わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第7 要配慮者等への配慮

- 1 市が避難対象区域となった場合は、県および関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第9 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難指示をした区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第10 飲食物、生活必需品等の供給

- 1 市は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- 2 市が被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- 3 市が被災した場合、市および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保および火災の予防

■関係機関

総括班 消防団

市は、応急対策実施区域およびその周辺における治安の確保については、治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域およびその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国および県と協力のうえ、応急対策実施区域およびその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

■関係機関

総括班 現場対応班（上下水道）

- 1 市は、国および県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受ける等、その状況に応じて、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- 2 市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

■関係機関

総括班 総務班 現場対応班（建設）

第1 緊急輸送活動

- 1 緊急輸送の円滑な実施
市は、必要があるときは県と協議し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。
- 2 緊急輸送の範囲
緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員および資機材
 - (2) 負傷者、要配慮者を中心とした避難者等
 - (3) 対応方針決定会議への出席者（国の原子力災害現地対策本部長および県の現地本部長、関係市の災害対策本部長等）、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専門家、緊急時環境放射線モニタリング要員、情報通信要員等）および必要とされる資機材

- (4) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5) 食料等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

市は、県および関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

第2 緊急輸送のための交通確保

本市が避難対象区域となった場合もしくは近隣市が避難対象区域となった場合、市道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救急・救助および医療活動

■関係機関

総括班 医療救護班 消防本部 消防団

第1 救急・救助活動

- 1 市が避難対象区域となった場合、救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県またはその他の民間からの協力により、救急・救助活動のための資機材を確保する等の措置を講ずるものとする。
- 2 市が避難対象区域となった場合、災害の状況等から必要と認められるときは、県に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- 3 市が避難対象区域となった場合、市内の消防力では対処できないと判断したときは、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- (1) 救急・救助の状況および応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 市への進入経路および集結（待機）場所 等

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

市が避難対象区域に含まれた場合、あるいは広域一時滞在用避難所への他市町村からの避難者を受入れた場合は、避難所に救護所を設置し、スクリーニング、簡易な除染、問診、応急処置等の処置を行うとともに、身心の健康相談に応じる。また、必要に応じて安定ヨウ素剤の投与を行う。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

■関係機関

総括班 情報発信班 総務班

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への情報伝達活動

- 1 市は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- 2 市は、住民等への情報提供にあたっては県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- 3 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定ならびに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- 4 市は、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について県と相互に連絡をとりあうものとする。
- 5 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、緊急速報メール、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- 6 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

■関係機関

総括班 避難所支援班

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

市は、県および関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

市は、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国および被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

■関係機関

各班共通

- 1 市が避難対象区域となり、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 市が避難対象区域なった場合、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

■関係機関

各班共通

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事故対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

■関係機関

総括班

市が避難対象区域なった場合において、市は、国および県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

■関係機関

総括班

市は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去および除去作業等について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

■関係機関

総括班

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

■関係機関

総括班 情報収集班 情報発信班

1 災害地域住民の記録

市は、避難および屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置および事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

■関係機関

総括班 総務班 現場対応班（建設） 避難所支援班

- 市は、国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 市は、国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体および避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 市は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

■関係機関

現場対応班（産業）

市は、国および県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

■関係機関

現場対応班（産業）

市は、国および県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付および中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

■関係機関

医療救護班

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第11節 災害復旧への備え

■関係機関

危機管理局

市は、災害復旧に資するため、国および県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を実施し、災害復旧への備えを行うものとする。